

審議会委員からの意見に対する担当部局との調整結果について

令和7年5月23日配付

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
1	めざす姿 1 施策 2	(他委員の介護認定についての意見に対して) 介護認定に不服がある場合には再度認定を申請する制度もある。現場をわかっている人が最終的な認定を行うことが必要である。制度の周知を取り組みに含めることを検討してほしい。	福祉部	「単位施策③介護保険事業の持続可能性の確保」の「主な取り組み」に、以下の内容を記載する。 【記載内容】 介護保険制度や各種サービスの利用方法などの情報をわかりやすく提供したり、介護の日に合わせた普及啓発事業に取り組みます。
2	めざす姿 1 施策 3	単位施策③の「現状と課題」の書き方について、前回計画の方がよいと感じた。前は「生活が困窮するとその状況から抜け出すことが困難であり、さらには貧困の連鎖を生み出してしまう可能性があります。そのため、生活困窮者には生活保護になる前の自立支援策が求められています。」となっていたが、今回の文案では、生活困窮者が就労意識に乏しい人ばかりであるような印象を受ける記載になっている。	福祉部	以下のとおり、「現状と課題」を修正する。 ・生活保護受給者の自立を困難にしている要因が経済的な課題だけでなく、健康面での課題など複合的なものであると考えられることから、個々の生活保護受給者が抱える課題を適切に把握し、支援できる体制の整備と支援策の拡充が望まれています。 また、以下のとおり、「単位施策の目標」に追加する。 ・レセプトデータの分析により、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導をはじめとする健康管理支援事業を推進・拡充していきます。

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
3	めざす姿 1 施策 3	目標指標に「就労自立による生活保護廃止世帯数」とある。そもそも生活保護は日本国憲法で規定されている最低限度の生活の保障であり、生活保護廃止世帯数を目標にすると、本来助けるべき状態にある人を助けられない状態にしてしまう危惧がある。内部の指標としてはよいが、総合計画の目標とすべきではないのではないか。 実務的な計画での目標としては悪くないと思うが、総合計画としては違うのでは、という趣旨である。	福祉部	目標指標を「被保護者就労支援事業による就職数」に変更する。 (基準値 (R5) 127人 中間目標 (R12) 183人 最終目標 (R17) 183人)
4	めざす姿 1 施策 3	生活保護に関する指標への指摘があったが、例えば施策 2 の目標指標 2 つ目では、介護保険を受けること自体は市民の権利であるため、認定割合を下げることを目標とすることはその権利と逆行する面もある。しかしこの目標はなるべく健康で要介護にならないようにという趣旨のものであり、同様に生活保護についても就労して生活困窮から脱することを望む人が一定いることを前提とした目標と考えれば、意味のある指標であるとの受け止め方はできると感じる。このように、数値を掲げる意味合いについても検討してほしい。		

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
5	めざす姿 2 施策 1	施策 1 単位施策①について、気候変動による異常気象の増加の中で、本市でも洪水被害等のリスクが高まっている。学校や町会において、ハザードマップの周知や避難経路の確認などの防災教育を実施するといった文言を入れるべきではないか。 また、防災拠点に関して、芝川氾濫時の避難先で水漏れがあり、空調が壊れた等の話を聞くことがある。避難者が携帯電話を充電できるように電源を確保するなど、防災拠点の整備を行うべきではないか。 江戸川区では江戸川氾濫時に広域避難を促すハザードマップがある。本市でも荒川氾濫による同様の被害があると考えられることから、事前に広域避難の可能性を市民に伝えるといった取り組みが必要ではないか。	危機管理部	市民や中学生を対象に実施している防災リーダー認定講習では、ハザードマップの周知や避難経路の確認をはじめ、災害時の情報収集や備蓄の重要性及び垂直避難の有効性等を講義形式で、避難所の開設・運営に伴う防災資機材の組立てや取扱い等を実技形式で行い、地震や水害のポイントについて広く周知、啓発している。 また、ハザードマップについて、江戸川区は三方を河川に囲まれ、さらに東京湾にも面した低地（区域の70％がゼロメートル地帯）であるため、浸水リスクが非常に高く、浸水の長期化が予想されるため広域避難が推奨される地域となっている。 川口市も河川氾濫時には南部を中心に浸水想定が高くなっているが、大雨や浸水時に移動することは大きな危険を伴うことから、まずは建物の上層階に避難して身の安全を確保する垂直避難を推奨しているところであり、今後も引き続き防災本(ハザードマップ)等を活用して周知、啓発を行う。 以上を踏まえて、「主な取り組み」に以下のとおり「や啓発等」を追記する。 『防災訓練や防災リーダー認定講習の実施と自主防災組織等への支援や啓発等』を通じて、「共助」による防災のまちづくりを推進します。』

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
6	めざす姿 2 施策 1	単位施策①「主な取り組み」で「共助による防災のまちづくり」とあるが、もう少し具体的に踏み込んだ文章にした方がよいのではないか。本市ではレクリエーション協会などの文化活動組織があることから、災害時にこれらの団体が協力し合う共助を進めるのがよい。	危機管理部	「共助」とは、自主防災組織や町会・自治会のほか、ボランティア団体やNPO法人、地元企業など、地域に存在するあらゆる組織、団体、コミュニティがお互いに助け合うことであり、特定の組織によるものではないことを踏まえて、現在の文に以下のとおり自主防災組織「等」を追記する。 『防災訓練や防災リーダー認定講習の実施と自主防災組織等への支援や啓発等を通じて、「共助」による防災のまちづくりを推進します。』
7	めざす姿 2 施策 2	単位施策①について、町会・自治会の加入率は今後も低下することが考えられることから、町会・自治会以外の地域コミュニティの検討が必要ではないか。	市民生活部	2点目のコミュニティの形成については、ご指摘の通り町会・自治会の加入率が上がっていないため、町会・自治会以外の地域コミュニティの形成を考える段階に来ていると考えているため、主な取り組みに以下の内容を追加する。 ・町会自治会の活動を支える担い手として、NPO法人、ボランティア活動団体等に協力を得ることの必要性について検討します。
8	めざす姿 2 施策 2	目標指標で「町会・自治会加入率」とあるが、NPO・ボランティア数も数値目標として掲げるべきではないか。	市民生活部	NPO・ボランティア数については、かわぐち市民パートナーステーション及びかわぐちボランティアセンターに登録している団体以外の数について確認することは困難なため、指標として掲載しない。

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
9	めざす姿 2 施策 3	単位施策③について、多くの市民が多文化共生を望んでいると考えているか。 多文化共生を否定するものではないが、その前提として、日本のルールを守ってほしい。そういった文言を入れるべきと考えるがどうか。 市民の中にはルールを守らない外国人に対して反感を持たれることもあることを認識してもらいたい。	市民生活部	以下の内容に修正する。 「現状と課題」 ・外国人住民は増加を続けており、異文化との出会いが増えるため、文化の違いを尊重し理解し合うことが求められます。 ・新たに住民となる外国人に対して、日本社会のルールやマナーを周知することが求められています。 「主な取り組み」 ・市民・地域・団体・行政が連携して、異文化を理解し、多文化の交流を推進します。 ・国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材を育成します。 ・外国人ポータルサイト「川口市外国人生活ガイド」や外国人コミュニティのキーパーソンを活用し、外国人住民に対して日本社会のルールやマナーについて更なる周知を図ります。
10	めざす姿 3 施策 2	単位施策②について、川口市立高等学校が教育に力を入れていると聞いた。トップを育てる学校としては良いが、倍率も高く、数少ない子どもへの教育に注力している印象がある。裾野を広げ、全体のレベルを上げる施策を進める予定はあるか。 附属中学校自体も競争率が高く入学が難しいため、入学者数の拡大や同校に匹敵する学校の設置の可能性があるかを問う趣旨のものであった。	学校教育部	新たな学校の設置は計画していないが、令和8年度入学者選考より附属中学校の募集人員数を30名増員する。また、川口市立高等学校 SSH事業において、今後その成果を市内小中学校に普及させていく予定である。

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
11	めざす姿 3 施策 2	単位施策①について、小学校前は幼稚園ではなく保育園に入れる家庭も多い。保育園は施策の対象にならないのか。 別の施策に位置付けられているということか。幼児教育支援の対象に保育園は入るのか。	子ども部 学校教育部	保育に関連することは施策 1、教育に関連することは施策 2 とし、めざす姿 3 施策 1、2 の内容は変更しない。 なお、審議会において発言したとおり、保育所保育指針の中で幼児教育についても触れられている。
12	めざす姿 3 施策 2	単位施策④について、「日本語指導川口モデルを構築」とある。日本語ができない子どもたちが増えて、教育現場が疲弊している現状があるため、このことが記載されていることは評価するが、プレスクールの設置については記載されていない。 （指導課より「プレスクールとは日本語の初期指導教室のことか。」の質問に対し） 就学前に日本語教育をするというものである。就学前に家庭に対する支援がなければ、日本語を話せない外国人児童が増えて、学校現場の負担となるため、重層的支援を掲げるのであればしっかりと取り組んでほしい。	学校教育部 子ども部	小学校就学前の日本語指導は、学校教育部の事業としては実施していない。現状では、2 学期後半に次年度小学校に入学するこどもを対象に実施する就学时健康診断時において、日本語指導の必要性を確認し、入学後の日本語指導について準備を進めている状況である。 就学前のプレスクールについては、学校教育の範疇を超え、幼稚園や保育園での実施や、幼稚園や保育園に在園していないこどもの保護者への働きかけなど、組織横断的な事業展開になる。そのため、具体的な策については、関係各部局をはじめ、N P O 団体や一般社団法人等との連携について調査研究を行っているところである。 上記のような状況により、総合計画各論への記載は現状では難しいと考える。
13	めざす姿 3 施策 2	施策 2 の題目に「すべてのこどもが学べる多様な場所」とあるが、肢体不自由のこどもを持つ親から、肢体不自由のこどもが念頭に置かれていないという声を聞く。	学校教育部	「障害のあるこども」「インクルーシブ教育システム構築」等の表記が肢体不自由のこどもも念頭に置いたものとなっており、それらも含め「すべてのこどもが学べる多様な環境づくり」につながるものと考えていることから、肢体不自由の子について特記はしない方向とする。

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
以下、審議会後に出た意見等				
14	めざす姿 1 施策 3	単位施策①重層的支援体制整備事業の推進の主な取り組みについて「自ら支援を求めることができず、支援が必要であるにも関わらず支援が届いていない市民に対し、関係性の構築をめざした支援を行います。」とあるが、本当にやるのか。本当に支援が届いていない市民に届いているのか確認したい。	福祉部	本市では、重層的支援体制整備事業で一体的に実施する事業のひとつである、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を社会福祉協議会に委託し、令和 5 年度から実施している。この事業は、ひきこもり当事者などに対し、家庭訪問等を重ね、まずは支援の基盤となる関係性の構築を目指すもので、令和 5 年度は 1 9 件、令和 6 年度は 2 8 件、ご家族や関係機関からの相談を受けて対応している。 具体的な事例としては、事例①50代単身ゴミ屋敷（退去命令出るも、本人無気力によりアウトリーチ介入） 事例②8050で50代ひきこもり（母がゴミが出せなくなった相談から世帯にひきこもりがいると判明） などがある。
15	めざす姿 3 施策 2	単位施策③「主な取り組み」に「市内小中学校全てに ALT（Assistant Language Teacher）を配置することをめざす」旨の記載を追加できないか。	学校教育部	市内小中学校への A L T の全校配置は、英語力の向上を目指すうえでのひとつの手法であり、他の手法も併せ、効果的かつ実現可能な施策を検討していくことが重要と考える。そのため、現状において A L T の全校配置について特記はしない方向とする。
16	めざす姿 2 施策 1	「想定される避難者数4.5万人」についてこの人数についての根拠について教えてほしい。 また、その他の市民に関しては、自助という理解でよいのか。	危機管理部	「想定避難者数4.5万人」の根拠は、令和4年度に実施した防災アセスメント調査結果に基づくものであり、大規模地震が発生し川口市内に震度 6 強の揺れが観測されたときに、避難することが想定される方の人数を算出したものである。 想定避難者数は地震の規模等によって増減することが考えられるが、想定避難者に含まれない市民は大きな被害を受けていない方であることから、自助というよりは避難する必要がある方と考えている。
17	めざす姿 2 施策 1	「想定される避難者数4.5万人」について市民全体の何%が避難できるのか。	危機管理部	「想定避難者数4.5万人」は、避難所である学校に避難する「避難所避難者」と、在宅避難や知人宅等に避難する「避難所以外への避難者」に分けられる。防災アセスメント調査では「避難所避難者数」を約2.7万人と算出しており、その全員が避難所に避難できる想定となっている。

N O	該当箇所	第 5 回審議会における委員の発言内容	担当部局	担当部局との調整結果
18	めざす姿 2 施策 1	災害時の臨時用トイレの確保はどのような状況にあるのか。 (避難所以外での設置など) また、その周知は市民にされているか。	危機管理部	現在、市内の各避難所には、マンホールトイレや集合型トイレ（テントタイプ）、携帯トイレ（凝固剤で固めるタイプ）等の災害用トイレを備蓄している。また、今後は能登半島地震の教訓を踏まえて、さらにトイレの備蓄を強化していく計画である。 なお、避難所以外では、一部の公園にマンホールトイレを備蓄しており、周知についてはホームページに掲載するほか、防災リーダー認定講習や防災訓練等を通じて実施している。
19	めざす姿 3 施策 2	中学校の教育に対して、具体的な施策を教えてほしい。	学校教育部	生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着のために、中学生学力アップ教室や川口国語チャレンジに取り組んでいる。また、英語力向上を図るため、5 ラウンドシステム指導法の導入や、「聞く」「読む」「書く」「話す」の 4 技能の英語力を測る検定試験 GTEC Core などを実施している。 さらには、社会科プレゼンコンテスト、理科オリンピック、中学生英語弁論暗唱大会等を通じて、生徒一人ひとりの長所や強み・表現力を育成している。
20	めざす姿 3 施策 2	川口市立高等学校附属中学校の入学に関して、次年度以降、高等学校同様他市からの受け入れを予定しているか。	学校教育部	令和 8 年度入試より、市内生徒から県内生徒へ募集を広めていく予定である。

めざす姿 1 健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち

施策 2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり



施策の目標

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態であっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築します。

施策の概要

介護予防や日常生活支援の推進と併せ、生きがいづくりを促進するための事業の充実のほか、認知症への対応の強化や、医療と介護の連携強化等により、地域包括ケアシステムのさらなる発展をめざします。

施策の目標指標

		基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	27.5	現状値を上回る	R12実績値を上回る
要介護認定を受けている高齢者の割合	%	17.7	R12 推計値を下回る	R17 推計値を下回る
一般介護予防教室の参加者数(延べ)	人	8,789	13,411	13,508

現状と課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策①
介護予防・
フレイル対策
の充実

・生活機能評価の結果から、「運動器機能低下」と「転倒リスク」「閉じこもり傾向」「うつ傾向」の強い関連性がみられ、運動器機能が低下すると、それに伴う新たな健康被害を生むことが懸念されます。
・早い段階からさまざまな形で介護予防・フレイル対策を進めることが必要とされます。

・健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域で生活続けることができるようにします。
・高齢者の多様なニーズを踏まえた自立支援、介護予防、重度化防止に向けたサービスの充実により、心身の機能回復や日常生活における活動能力を高めることを図ります。

・早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進により、高齢者がフレイル状態に陥らないよう予防すること、また既にフレイル状態にある高齢者の進行を防ぐことをめざします。
・多様な主体によるサービスの充実や取り組みを支える体制の整備により、自立支援や重度化防止のより一層の推進を図ります。

単位施策②
生きがいと
安全・安心な
暮らしを支える
施策の充実

・今後一人暮らし高齢者や認知症高齢者を始めとする高齢者がさらに増加し、地域の課題が多様化・複雑化していくことを踏まえると、重層的支援体制整備事業における属性や世代を問わない包括的な相談支援を推進することが重要です。

・社会参加や交流の場の充実により、高齢者一人ひとりが生き生きと自分らしく、楽しい生活が続けられることをめざします。
・本人や家族介護者への支援を充実させることで、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような環境整備を図ります。

・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進します。
・高齢者が趣味やサークル活動を通じて地域社会と交流できる場の拡充や健康長寿を応援する取り組みを推進します。
・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、本人や家族介護者のニーズに合わせた総合的な認知症施策の推進を図ります。

単位施策③
介護保険事業
の持続可能性
の確保

・今後、医療・介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加が予測される中、在宅医療・介護の連携の強化や、さまざまな介護ニーズに柔軟に対応できる在宅サービスの推進とともに、家族介護者が安心して介護ができる支援やサービスの充実が求められています。

・一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの状態に応じた質の高いサービスが確保されるよう、必要な人材確保をはじめとする介護サービスの基盤整備をめざします。また、中長期的な視点に立った整備目標の設定をはじめ、将来にわたって持続可能な介護保険事業運営をめざします。

・可能な限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの整備を進めます。
・国や県、介護事業者等と連携し、介護人材の確保に資する取り組みの強化を図ります。
・給付適正化主要3事業を効果的・効率的に実施することで、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。
・**介護保険制度や各種サービスの利用方法などの情報をわかりやすく提供したり、介護の日に合わせた普及啓発事業に取り組みます。**

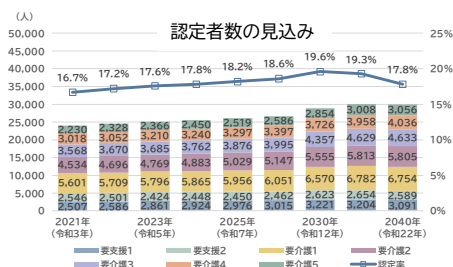
単位施策④
在宅医療と
在宅介護の
連携強化

・今後医療・介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加が予想される中、住み慣れた地域で誰もが自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護の連携の強化、介護ニーズに柔軟に対応できる在宅サービスの推進が求められています。
・老後の孤独死を防ぎ、人生の終末期を有意義に過ごすために、終活についての普及啓発や支援が必要とされています。

・在宅医療・介護の相談支援、関係者間の連携を強化、情報共有の支援を効率的、効果的に行うことで、医療や介護の双方についてニーズのある高齢者への効果的な在宅支援を実施します。
・老後の孤独死や人生の終末期の不安を解消し、残された人生を有意義に過ごすため終活支援の普及啓発や支援事業の導入により、一人ひとりの意思を尊重した生活を実現します。

・専門職の相談支援による在宅医療サポートセンターの利用を促進し、同センターと地域包括支援センターの連携による機能強化を行います。
・地域包括ケア連絡協議会での課題の抽出、多職種の協働・連携に関する研修の充実を図り、医療・介護の連携を強化します。
・ACP(人生会議)に関する講座の開催や、エンディングノートの活用、終活支援事業の導入について検討し、必要な支援を展開します。

地域包括ケアシステムイメージ図



関連する個別計画

第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり

めざす姿 1 健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち

施策 3

誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の

施策の目標

全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまちをめざして、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

施策の概要

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備や、身近な地域での相談体制づくり、関係機関のネットワーク構築などさまざまな地域生活課題に対応できる支援を包括的に提供できる体制を整備します。
- ・属性や世代、相談内容に関わらず、一元的に相談を受け止める取り組みを推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。

現状と課題

単位施策の目標

施策の目標指標

基準値(R5)

中間目標(R12)

最終目標(R17)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	32.4	現状値を上回る	R12実績値を上回る
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において ①「自分には人との付き合いがないと感じる」 ②「自分は取り残されていると感じる」 ③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」 における「常にある」の回答割合	%	①13.9 ②3.0 ③3.5	前年度より減少する	前年度より減少する
障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合	%	32.7	70.0	80.0
被保護者就労支援事業による就職数	件	127	183	183

主な取り組み

単位施策① 重層的支援体制整備事業の推進	・「R050問題」や「ダブルケア」のように、ひとつの世帯に複数の課題のあるケースや、「ひきこもり」のような既存の制度の狭間にあるケースなど、これまで行われてきた分野ごとの支援では対応できないケースが顕在化しています。 ・分野ごとの支援では対応できない問題に対し、関係機関が協働して支援を提供する体制が求められています。	・制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を図ります。 ・誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができる環境整備をめざします。
単位施策② 障害者の意思と権利を尊重し、自分らしく暮らすための施策の推進	・障害者福祉に関わるさまざまな制度改革が進められていますが、合理的配慮の推進や障害への理解促進、障害者本位の福祉サービスの提供やスポーツ・文化芸術活動など社会参加の促進、家族等の介護負担軽減のための支援、障害児への療育・保育・教育の充実等、ニーズは多様化しています。	・障害者の権利擁護の充実と共助の取り組みの強化をめざします。 ・障害福祉サービス・相談体制等の暮らしを支える基盤、社会参加、障害児とその家庭への支援、保健・医療体制の充実を図ります。 ・障害者にとって安全・安心のまちづくりを推進します。
単位施策③ 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備	・生活保護受給者の自立を困難にしている要因が経済的な課題だけでなく、健康面での課題など複合的なものであると考えられることから、個々の生活保護受給者が抱える課題を適切に把握し、支援できる体制の整備と支援策の拡充が望まれています。	・レセプトデータの分析により、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導をはじめとする健康管理支援事業を推進・拡充していきます。 ・稼働能力を有する生活保護受給者に対し、ケースワーカーの就労指導を通じて福祉・就労支援連携事業及び被保護者就労支援事業につなげることで、就労自立による生活保護からの脱却によって生活困窮状態からの早期自立をめざします。
単位施策④ 環境衛生の充実	・墓地の継承者がいない人でも安心して利用できる合葬式墓地など、新しい墓地形態のニーズが増加しています。 ・犬の登録数に対する狂犬病予防接種率が低く、狂犬病発生の際に狂犬病が流行することが懸念されます。	・お墓に関する不安や負担感が解消され、誰もが安心して暮らし続けることができる状態をめざします。 ・犬の狂犬病予防注射接種率を向上させることにより、犬の狂犬病のまん延を防止し、狂犬病が犬から人に感染する恐れのない社会をめざします。

- ・属性や世代、相談内容に関わらず一元的に相談を受け止める取り組みを推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。
 - ・既存の各制度では対応できない市民に対し、地域活動団体などの社会資源とのマッチングを行うとともに、社会資源の拡充を図ります。
 - ・自ら支援を求めることができず、支援が必要であるにも関わらず支援が届いていない市民に対し、関係性の構築をめざした支援を行います。
- ・障害者と家族の高齢化への対応として、グループホームや短期入所施設の充実等を図ります。
 - ・障害者の地域生活支援として、相談支援体制の充実等を図ります。
 - ・障害者の雇用・就労支援として、一般就労への支援や福祉的就労の場の充実等を図ります。
 - ・「川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例」に基づく取り組みを進めます。

- ・福祉・就労支援連携事業として、埼玉労働局との協定に基づき福祉事務所に常設窓口を設置し、生活保護の申請者・受給者を対象に職業相談・職業紹介、就労支援セミナーを開催します。
- ・被保護者就労支援事業として、一般就労に向けて一定の個別支援が必要な被保護者に対し、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関するさまざまな社会資源と連携を図りつつ、簡易な就労意欲喚起や、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等を行います。

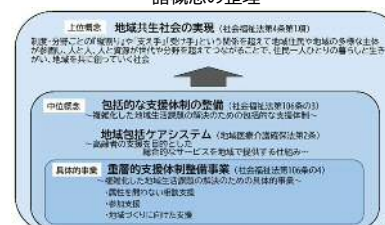
- ・老朽化した市営霊園の施設を建て替え、園内のバリアフリー化を進めるとともに、新たに合葬式墓地を設け、市民が安心・快適に利用できる、市民のニーズを踏まえた施設を整備します。
- ・狂犬病予防注射の必要性の周知に努めるとともに、注射済票交付手続きの利便性向上のため、オンライン手続きを実施します。

施策3 誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の実現

重層的支援体制整備事業の全体像



諸概念の整理



関連する個別計画

- 川口市地域共生社会推進計画
- 第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 川口市障害者福祉計画
- 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画
- 川口市成年後見制度利用促進計画
- 川口市再犯防止推進計画

めざす姿 2 誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち

施策 1 災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせる



施策の目標

災害や犯罪などのあらゆる脅威から市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実・強化や防犯意識の向上を図ることにより、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

施策の概要

あらゆる危機に対応できる防災体制の構築や、治水・浸水対策や消防力の強化を行うほか、市民の防災・防犯意識の向上を図ります。

	現状と課題	単位施策の目標	主な取り組み
単位施策① 防災対策の 充実	・地震や風水害等の自然災害が激甚化・頻発化する中、内閣府は令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて防災基本計画を修正し、今後の災害対応の基本方針として、「自助」による備蓄の啓発のほか、災害時のトイレ環境の整備及び避難生活に必要な物資等の十分な備蓄等が示されました。	・災害の発生を防ぐことはできませんが、地域に住む一人ひとりの防災意識向上を図り、「自助」「共助」「公助」による備えをバランスよく強化することで、災害による被害を最小限に抑え、「減災」を実現します。	・「自助」として食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄を啓発し、市民の防災意識向上を促進します。 ・防災訓練や防災リーダー認定講習の実施と自主防災組織等への支援や啓発等を通じて、「共助」による防災のまちづくりを推進します。 ・携帯トイレの備蓄やマンホールトイレの整備、避難所で使用するパーティションや段ボールベッド等の備蓄を強化し、「公助」による避難所環境整備の充実を図ります。
単位施策② 治水・浸水対策の 推進	・都市化の進展により雨水の地中への浸透能力が低下している一方で、気候変動の影響によりゲリラ豪雨や降雨量が増加しており、水路や雨水管の処理が追いつかず、浸水被害が発生するといった都市特有の水害が発生しています。 ・整備した施設や水路等が機能を発揮できるよう、維持管理を行う必要があります。	・誰もが安全・安心に暮らせるよう、浸水被害が発生している地域に、雨水管や雨水貯留施設、浸透施設を整備するほか、河川、水路の堆積土砂を浚渫(しゅんせつ：川ざらい)することで、浸水被害の軽減に努めます。	・河川と下水道の整備を連携して行い、水路や雨水管による流下・排水能力及び雨水貯留施設、浸透施設による貯留能力の向上や浚渫(しゅんせつ：川ざらい)による既存ストックの活用を図るとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して治水・浸水対策を行います。
単位施策③ 防犯対策の 充実	・本市における刑法犯認知件数は、令和3年には3,501件と、ピーク時である平成16年(16,314件)の約4分の1まで減少しましたが、令和5年は、4,437件となっており増加傾向にあります。 ・これまで高齢者が中心であった消費者トラブルは、インターネット等を通じて若年層にも広がっています。	・刑法犯認知件数が減少することにより、安心して暮らせるまちをめざします。 ・講演会などの啓発事業により、市民が安心して消費生活を送ることができる社会の実現につなげます。	・防犯灯・防犯カメラへの設置補助等の地域の自主防犯活動への支援や、町会・自治会、市内小中学校での不審者対応訓練の開催を通じ、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、市内駅周辺、通学路付近への防犯カメラの運用及び公用車による青パト活動により、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与します。 ・市民の消費生活に関する啓発を行うため、埼玉県等と連携して講演会やセミナーを開催します。
単位施策④ 消防・救急・救助体制の 充実	・火災及び救急件数が増加傾向にあり、年々増加する119番通報に迅速・的確に対応するため、消防指令・情報システム等の常時安定的な稼働の実現に、設備等の維持管理が必要とされています。 ・地域特性により多様化する災害に対応できる消防力が求められています。	・広報活動により市民の防火意識を向上させ、放火されないさせないまちづくりをめざします。 ・119番通報による市民の要請に対し、24時間365日迅速・的確な災害活動が可能となるよう努めます。 ・消防力の充実強化により災害への備えが向上し、市民が安全・安心に暮らせることをめざします。 ・多様化する救急事象に対し、傷病者への適切な処置と救命率の向上をめざします。	・火災件数を減らすため、HPの活用や各種団体等と連携し、火災に対する注意喚起を周知します。 ・119番通報の受理、迅速な現場活動を支援する消防指令・情報システム等の保守点検及び機器更新を行います。 ・消防車両や資機材、消防水利を計画的に整備し消防力の充実強化を図ります。 ・傷病者に適切な処置を行うため、資器材や医療機器を適正に確保し、維持管理を行います。
単位施策⑤ 危機管理体制の 充実・強化	・地震や風水害等の自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や大規模テロといった国民保護事案など、予測することができないさまざまな危機発生時において、複数の部局間連携による適切な対応及び市民に対しての迅速かつ正確な情報提供が求められています。	・危機対応力の高い体制を構築することで、予測することのできないあらゆる危機から市民の生命や財産を守り、安心して暮らし続けることができるまちをめざします。	・日頃からの情報収集及び部局間の情報共有等により、危機発生時には市民に対して適切に情報提供できる体制を構築します。 ・すべての職員に危機管理の重要性や必要性を啓発し、あらゆる危機を想定したリスク対応力の高い体制を整えるほか、危機の発生による行政機能低下を最小限に抑え、行政機能を継続するため、庁内体制を強化します。 ・民間事業者との災害協定等により、官民が連携してあらゆる危機に備える体制を整えます。

施策 1 災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

まちづくり

施策の目標指標

		基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	30.9	現状値を上回る	R12 実績値を上回る
刑法犯認知件数	件	4,437	減少を図る	減少を図る
消防自動車の購入台数	台	5	現状値を維持する	現状値を維持する

令和5年度支援車入替(左:新支援車 右:旧支援車)



関連する個別計画

国民保護に関する川口市計画
川口市地域防災計画
川口市国土強靱化地域計画
川口市河川整備計画

施策の目標

市民一人ひとりが地域の発展や社会的課題の解決に向けて、生き生きと活躍しやすいまちづくりをめざします。

施策の概要

町会・自治会、地域住民、NPO法人、及びボランティア団体等の活動に対し、支援策を充実させるとともに、人材育成に取り組みます。

施策の目標指標

		基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	17.9	現状値を上回る	R12 実績値を上回る
町会・自治会加入率	%	55.3	54.0	57.0

現状と課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策①
地縁活動(町会・自治会など)の支援

・防災・防犯や環境美化、高齢者・子どもの見守りなど、地域コミュニティ活動の重要性はより一層高まっています。

・ライフスタイルの変化により、地縁による活動力は、町会・自治会加入率の減少、町会・自治会構成員の高齢化や担い手不足等により低下傾向にあります。

・その地域に住む方が、住民相互の助け合い、環境の整備等の住みよいまちづくりを通じて、良好な地域コミュニティの形成が図れる社会をめざします。

・町会・自治会と市との連携を強化するため、町会相談員制度を実施し、地域コミュニティづくりの発展に寄与します。

・町会・自治会の実態把握に努め、町会・自治会加入促進策及び役員の事務負担軽減策を推進し、地域コミュニティのつながりや活動を支援します。

・町会自治会の活動を支える担い手として、NPO法人、ボランティア活動団体等に協力を得ることの必要性について検討します。

単位施策②
市民活動(NPO・ボランティアなど)の人材育成と支援

・個人の価値観、ライフスタイルの多様化により、市民ニーズは複雑化、多様化し、地域の課題解決に向けて、行政だけでなく、NPO法人、ボランティア活動団体等の活動も大きな役割が期待されています。

・これまでの評価指数であるNPO法人及びボランティア活動団体数は、横ばいです。

・社会貢献活動の支援や人材育成を行い、地域の課題を共有した市民と協働・連携することで、行政が単独で実施するよりもより効果的な取り組みとなります。

・地域のつながりや活力が維持されることをめざします。

・社会貢献活動の支援・促進のため、かわぐち市民パートナーステーションの管理・運営を行います。

・盛人大学事業や青少年ボランティア育成事業を通じて、社会貢献活動を行う市民を育成します。

・社会貢献活動団体の自主的な活動支援のため、助成金を交付します。

・市民の社会貢献活動に対する関心を高め、活動のきっかけづくりとなるイベントや講座等を開催します。



施策3

互いに尊重し、理解し合う環境づくり

施策の目標

さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整えることで、一人ひとりが人権を尊重する意識を醸成し、平和で差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

施策の概要

- ・啓発記事の掲載やポスターの掲示、専門講師による講演会等の開催及び職員研修の実施により、市民及び職員の人権意識向上を図ります。また、拉致問題の早期解決に向けた世論の喚起を図ります。
- ・男女が個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現と、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりをめざします。
- ・市民・地域・団体・行政が連携し、多文化共生社会の形成をめざします。

施策の目標指標

		基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	32.2	現状値を上回る	R12実績値を上回る
各種審議会・委員会への女性の登用率	%	28.1	35.0	40.0
多文化共生関連事業の参加者数	人	1,813	外国人人口の伸び率を上回る	外国人人口の伸び率を上回る

現状と課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策①
人権を
尊重した
社会づくり

・様々な人権問題が存在するなかで、同和問題の早期解決は行政の責務であり、国民的課題であるとの認識が示されています。近年ではインターネットによる人権侵害問題も多くみられ、近隣周辺市町と連携・調整を図りながら、解決に向けた啓発活動の推進が必要です。

・複雑多様化する社会において、市民が日常生活の中で様々なトラブルや悩み事に直面しています。

・戦争体験者が得た教訓を次世代に伝えていくことが求められています。

・拉致被害者を抱える自治体として、解決に向けた活動が求められます。

・人権啓発活動は、成果がすぐ現れにくい、長期的に取り組む必要があり、客観的な事実に基づく情報を提供しながら、関係機関と連携し効果的に取り組むことが大切です。同和問題をはじめとした人権問題について正しい理解と認識を深め、市民の人権意識の高揚を図り、偏見や差別意識のない人権が尊重されるまちづくりをめざします。

・専門家による適切なアドバイスにより、市民が抱える問題の解決に寄与することをめざします。

・市民に平和の尊さを改めて認識してもらい、平和意識の向上をめざします。

・拉致問題の解決に向けて、市民の関心を高めるための取り組みを進めることで世論の醸成を図ります。

・8月の「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」や12月の「人権週間」にあわせて「広報かわぐち」による啓発記事の掲載や市内全域へ啓発ポスターを掲示するとともに、専門講師による講演会や人権パネル展の開催により市民の人権意識向上を図ります。また団体主催の各種研修会への参加をはじめ、職員を対象にした研修を実施することにより、職員の人権意識向上に取り組めます。

・市民からの幅広い相談内容に対し、専門知識を有した弁護士等が相談に応じる各種専門相談を実施します。

・川口市平和展において、戦争の悲惨さと平和の尊さを広く市民に伝えていくため、戦争当時の様子がわかる写真パネル等を展示するとともに、被爆者証言の映像資料を放映することにより、被爆の実相を伝えます。

・拉致問題の早期解決に向けた世論の喚起を図ります。

単位施策②
男女共同参画
を進める
意識・環境
づくり

・「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は根深く残っています。

・社会におけるさまざまな男女間格差を要因とするDVやセクシュアルハラスメントなどが問題となっています。

・男性の家事・育児への参加率や、子育て期の女性の就業率の低さなど、ワーク・ライフ・バランスの必要性も問われています。

・性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、すべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会が形成されることをめざします。

・情報紙の発行やセミナーなどの開催により、性別による固定的な役割分担意識を見直し、家庭・職場・地域などあらゆる場で、男女がともに活躍できる社会を推進します。

・DV やセクシュアルハラスメントなどの人権侵害に関する啓発や相談により、発生の防止や解決に向けての情報提供を行います。

・さまざまな分野における方針の企画・立案及び決定過程への女性の参画を推進します。

単位施策③
多文化共生の
実現に向けた
意識・環境
づくり

・外国人住民は増加を続けており、異文化との出会いが増えるため、文化の違いを尊重し理解し合うことが求められます。

・新たに住民となる外国人に対して、日本社会のルールやマナーを周知することが求められています。

・外国人住民が地域社会にとけこみ、文化の異なる日本で安心して日常生活が送れるようになることをめざします。

・多文化交流を通じて、相互理解を促進し、多文化共生社会を推進します。

・国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材と協力して、国際交流活動を推進します。

・市民・地域・団体・行政が連携して、異文化を理解し、多文化の交流を推進します。

・国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材を育成します。

・外国人ポータルサイト「川口市外国人生活ガイド」や外国人コミュニティのキーパーソンを活用し、外国人住民に対して日本社会のルールやマナーについて更なる周知を図ります。

「消えた川口の5人」
リーフレット



関連する個別計画

第3次川口市男女共同参画計画
第2次川口市多文化共生指針(改訂版)